

那霸市・南風原町環境施設組合職員の分限に関する条例等の一部  
を改正する条例制定について

那霸市・南風原町環境施設組合職員の分限に関する条例等の一部を改正する  
条例を別紙のように制定する。

令和2年2月7日提出

那霸市・南風原町環境施設組合  
管理者 城間幹子

(提案理由)

「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律」の施行に伴い、会計年度任用職員に係る分限、懲戒、服務の宣誓、現業職員の給与の種類及び基準等に  
関し、所要の規定の整備等を行うため、この案を提出する。

那霸市・  
南風原町環境  
施設組合議會  
議長 喜舎場 盛三

那覇市・南風原町環境施設組合職員の分限に関する条例等の一部を改正する条例  
 (那覇市・南風原町環境施設組合職員の分限に関する条例の一部改正)  
 第1条 那覇市・南風原町環境施設組合職員の分限に関する条例(平成19年条例第6号)の  
 一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(休職の効果)	(休職の効果)
第5条 [略]	第5条 [略]
2~4 [略]	2~4 [略]
5 前項の規定による休職の期間(前条第1項第3号の規定による休職の期間を除く。)が引き続き3年に達した日以後特に必要があるときは、管理者は、1年間を単位としてこれを更新することができる。	5 前項の規定による休職の期間(前条第1項第3号の規定による休職の期間を除く。)が引き続き3年に達した日以後特に必要があるときは、管理者は、1年間を単位としてこれを更新することができる。 <u>ただし、会計年度任用職員(法第22条の2第1項の会計年度任用職員をいう。第7項において同じ。)については、この限りでない。</u>
6 [略]	6 [略]
	7 <u>会計年度任用職員に対する第1項、第3項及び第4項の規定の適用については、第1項及び第4項中「3年を超えない範囲内」とあり、及び第3項中「当該刑事事件が裁判所に係属する間」とあるのは、「法第22条の2第2項の規定により管理者が定める任期の範囲内」とする。</u>

備考

- 1 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。

(那覇市・南風原町環境施設組合職員の懲戒に関する条例の一部改正)  
 第2条 那覇市・南風原町環境施設組合職員の懲戒に関する条例(平成19年条例第8号)の  
 一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(減給の効果)	(減給の効果)
第4条 減給は、1日以上6月以下とし、給料の月額の10分の1以下とする。	第4条 減給は、1日以上6月以下とし、給料の月額 <u>(那覇市・南風原町環境施設組合会計年度任用職員の給与等に関する条例(令和元年条例第2号)第2条第1項の規定に基づき準用する那覇市会計年度任用職員の給与等に関する条例(令和元年那覇市条例第20号)第2条第2号のパートタイム職員にあっては同条第6号の基本報酬の額)</u> の10分の1以下とする。

備考

- 1 前条の表備考1の規定は、この表による改正について準用する。

(那覇市・南風原町環境施設組合職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正)

第3条 那覇市・南風原町環境施設組合職員の服務の宣誓に関する条例(平成19年条例第9号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(服務の宣誓) 第2条 [略]	(服務の宣誓) 第2条 [略] <u>2 地方公務員法第22条の2第1項の会計年度任用職員の服務の宣誓については、前項の規定にかかわらず、管理者は、別段の定めをすることができる。</u>

備考

- 1 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。

(那覇市・南風原町環境施設組合現業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第4条 那覇市・南風原町環境施設組合現業職員の給与の種類及び基準を定める条例(平成21年条例第1号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<u>(給与の種類)</u> <u>第2条 現業職員の給与の種類は、那覇市・南風原町環境施設組合職員の給与に関する条例(平成19年条例第10号)第2条第1項の規定により準用する那覇市職員の給与に関する条例(昭和58年那覇市条例第10号)の適用を受ける職員(以下「一般職員」という。)の給与の例による。</u>	<u>(給与の種類)</u> <u>第2条 現業職員の給与の種類は、那覇市・南風原町環境施設組合職員の給与に関する条例(平成19年条例第10号)第2条第1項の規定により準用する那覇市職員の給与に関する条例(昭和58年那覇市条例第10号)第8条第1項各号に掲げる給料表の適用を受ける職員及び那覇市・南風原町環境施設組合会計年度任用職員の給与等に関する条例(令和元年条例第2号)の規定により準用する那覇市会計年度任用職員の給与等に関する条例(令和元年那覇市条例第20号)の規定の適用を受ける職員(次条において「一般職員等」という。)の例による。</u>
<u>(給与の基準)</u> <u>第3条 現業職員の給与の基準は、一般職員の給与を基準とし、職務の特殊性及び実態を考慮して規則で定めるものとする。</u>	<u>(給与の基準)</u> <u>第3条 現業職員の給与の基準は、一般職員等の給与を基準とし、職務の特殊性及び実態を考慮して規則で定めるものとする。</u>

備考

- 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。